平成２１年（フ）第１６２号
富山県砺波市新富町２番６号　新富コーポ105号室
債務者　西永　春夫
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１８０７号
名古屋市中川区万場３丁目1115番地　ウィル・ガーデン102号
債務者　溝口　健二
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３５号
愛知県春日井市高座台４丁目２番地19
債務者　中村　星未
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６３号
三重県鈴鹿市岡田１丁目３番20号、前住所三重県鈴鹿市平田本町１丁目16番２号
債務者　櫻井　逸美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７３号
三重県鈴鹿市末広南２丁目９番16号　セクター鈴木Ｇ－６、申立前の住所大阪府大東市緑が丘１丁目７番15号
債務者　松坂　俊哉
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市末広南２丁目９番16号　セクター鈴木Ｇ－６、申立前の住所大阪府大東市緑が丘１丁目７番15号
債務者　松坂千代美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８号
三重県名張市梅が丘南５番町21番地
債務者　西田　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１９３号
兵庫県宝塚市光明町26番16号　ブライトマンションＣ－２
債務者　永島　英男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１１号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目６番20号　ファミールハイツ105
債務者　井上美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県住小松原８－277号
債務者　南　　智子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４７号
兵庫県川西市東畦野５丁目５番12号
債務者　東本　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６０号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番３－405号
債務者　井上美千代（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６４号
香川県高松市上之町１丁目８－15土居方、申立時の住所地兵庫県尼崎市若王寺２丁目34番１号
債務者　田中万里子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市建家町10番地　ネオ　デンクマール１号館403号
債務者　五味　光男
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目38番11－108号、前住所兵庫県伊丹市中野西１丁目18番地　特別養護老人ホームあそか苑管理人室
債務者　大迫　勇二
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市一ケ谷町８番３－504号、前住所兵庫県西宮市上ケ原十番町６番23号　ハイツセルリアン202号
債務者　藤井由香利（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係